

日本創傷外科学会専門医制度規則

制定 平成 22 年 7 月 30 日

改定 令和 4 年 7 月 14 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本創傷外科学会（以下、学会と略記）定款第 3 条 4 号に記する創傷外科専門医（以下、専門医と略記）に関して定めることを目的とする。

第 2 章 専門医制度を運用する機関

(専門医委員会)

第 2 条 学会は専門医制度の運用に当たって専門医委員会（以下、委員会と略記）を設置する。

2. 委員会は、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。
3. 委員会の事務は学会事務局において行う。

(専門医委員)

第 3 条 委員会の委員長（以下、委員長と略記）は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

2. 委員会の委員（以下、委員と略記）は 10 名以上とする。委員は委員長が学会評議員の中から選任する。
3. 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし引き続いて 4 年を超えることはできない。
4. 委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決)

第 4 条 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第 5 条 委員長および委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘す

る義務がある。

第3章 専門医の認定

(専門医申請資格)

第6条 専門医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 日本形成外科学会認定専門医または日本専門医機構認定形成外科領域専門医(以下、両者を併せ形成外科専門医と略記)の資格を有していること
 - 2) 日本創傷外科学会の会員歴を連続して3年以上有していること
 - 3) 形成外科専門研修プログラム修了後もしくは形成外科専門医取得後、学会が定める専門医研修施設で3年以上の創傷外科に関する研修歴を有していること
 - 4) 創傷外科分野に関する学術業績を有すること
 - 5) 学会が主催する専門医認定教育セミナーの受講歴を2回以上有していること
2. 第1項3号に定める専門医研修施設は、形成外科を標榜し、常勤の日本創傷外科学会専門医が1名以上いる施設とする。詳細は別紙(申請の手引き)に定める。
3. 第1項4号に定める学術業績は、日本創傷外科学会学術集会における発表歴と、創傷外科分野に関する学術論文または著書の執筆歴とする。

(専門医認定審査提出書類)

第7条 専門医認定を申請するものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、次の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 研修証明書
 - 4) 形成外科専門医認定証の写し
 - 5) 業績目録
 - 6) 診療記録
 - 7) 教育セミナー受講証明書
2. 前項5号および6号の詳細は別紙(申請の手引き)に定める。

(専門医認定審査)

第8条 委員会は、専門医認定申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

2. 委員会は、専門医認定審査の時期その他について、実施6ヶ月前までに公示しなければならない。
3. 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果を速やかに申請者に通知する。
4. 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会に納付しなければならない。その後、

理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示し、専門医認定証を交付する。

第4章 専門医の更新

(専門医更新)

第9条 専門医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

2. 前項に関わらず、海外留学、病気、妊娠・出産、育児、介護、その他委員会が妥当と認める理由があれば、更新審査を留保することができる。また、留保期間中専門医資格は保持される。

(専門医更新資格)

第10条 専門医の更新を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 学会の会員資格を維持していること
- 2) 形成外科専門医の資格を維持していること
- 3) 創傷外科に関する所定の診療実績を有していること
- 4) 創傷外科に関する生涯教育として所定の活動実績があること
2. 前項3号および4号の詳細は別紙(申請の手引き)に定める。

(専門医更新申請書類)

第11条 専門医更新を申請するものは、所定の更新審査料を学会に納付した上で、次の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 形成外科専門医認定証の写し
- 4) 生涯教育活動実績
- 5) 更新期間の診療実績
2. 65歳以上の専門医は前項5号の診療実績の提出を免除される。

(専門医更新審査)

第12条 委員会は、専門医資格更新申請者に対して年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新定審査結果を速やかに申請者に通知する。

2. 委員会は、専門医更新審査の時期その他について、実施6ヶ月前までに公示しなければならない。
3. 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会に納付しなければならない。その後、理事長は更新審査合格者を公示し、専門医認定証を交付する。

(専門医資格の停止)

第 13 条 更新審査にて不合格となった者は、専門医資格を停止する。ただし、更新審査の申請資格は専門医資格停止後 2 年間保持される。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。

第 5 章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

第 14 条 専門医は、前条に加え次の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科専門医の資格を喪失したとき
- 3) 専門医の資格を辞退したとき
- 4) 専門医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき

(専門医認定の取り消し)

第 15 条 専門医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門医に対して弁明の機会が与えられなければならない。

第 6 章 附則

(規則の改廃)

第 16 条

この規則の改廃は、社員総会の議決を経て行い、会員総会において報告する。